和歌山県修学奨励金貸与制度

進学助成金を希望する皆さんへ

進学助成金募集要項

令和６年４月に
・大学・短期大学に入学（高等専門学校から大学への編入学を含む。）予定
又は
・学校教育法に規定する専修学校専門課程（2年以上）で、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」に基づく要件を満たしている課程、学科（通信制除く）に入学予定であって、自宅外から通学する方を対象に、進学助成金の貸与者を募集します。

☆募集期間

令和５年９月29日（金）～令和５年11月17日（金）

第１回締切日：令和５年10月20日（金）
第２回締切日：令和５年11月17日（金）

※募集は、上記の期間のみで行い、令和６年４月入学後の募集は行いません。十分に注意してください。
※第１回締切日までに申請される場合と、第2回締切日までに申請される場合とで、貸与に当たっての有利不利はありません。ただし、第１回締切日までに申請していただくと、書類不備等がなければ貸与の『内定』が令和５年中に受けられる予定です。

修学奨励金（進学助成金）貸与制度
この制度は、経済的理由により、大学・短期大学（大学院及び通信制を除く。）又は専修学校専門課程での修学が困難な者に対し、その修学に要する経費の一部を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的とします。

【重要】
進学助成金は、保護者等にではなく、学業に励むあなたに貸与されるものです。したがって、**卒業後あなた自身に返還していただきます。**この返還金は、後輩たちへの貸与資金となりますので、返還計画のとおり返還していただく必要があります。
申請に当たっては、この募集要項をよく読み、あなた自身の現在・将来の生活設計に基づき、返還方法等を考えて申請書類に必要な事項を書いてください。申請はやむを得ない場合を除きあなた自身で行ってください。（家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して記入してください。）

和歌山県教育委員会
Wakayama Prefectural Board of Education

貸与申請から貸与内定まで

1 貸与対象者

次のすべてに該当する者とします。

（１）令和６年４月に大学・短期大学（大学院及び通信制の課程を除く。）に入学予定の者、高等専門学校から大学へ編入学を予定の者

又は

令和６年４月に専修学校専門課程（修業年限２年以上で通信制除く。「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（下表参照）に基づく要件を満たしていること）に入学予定の者

※新設された学校等を希望する者は、上記の要件を満たしている旨を進学希望の学校等に確認してください。

専門士	１．修業年限が２年以上であること ２．課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上（62単位以上）であること ３．試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること
高度専門士	１．修業年限が４年以上であること ２．課程の修了に必要な総授業時数が3400時間以上（124単位以上）であること ３．体系的に教育課程が編成されていること ４．試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

（２）自宅から通学することが困難なため、自宅以外の場所から通学しようとする者であること。

（３）本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有している者であること。

（４）本人の生計を主として維持する者の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。

※年間収入額（税込）の上限は、４人世帯でおおむね右の表のとおりとなります。

給与所得の世帯	給与所得以外の世帯
803万円（収入）	552万円（所得）

・上記金額はあくまで目安で、実際の上限額は各世帯の人数、事情等により増減します。

・給与所得世帯の金額は、源泉徴収票等の支払金額等（税込）です。

・給与所得以外の世帯の金額は、確定申告書等の所得金額(税込)（収入金額から必要経費を差し引いた金額)です。

（５）独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金、生活福祉資金貸付金の就学支度費、母子父子寡婦福祉資金の就学支度資金（いずれも一時金）の貸与を受けていないこと。

2 貸与額

一時金・・・・・・**10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかから選択（無利子）**

【注意】申請後、貸与決定前まで、減額の変更はできます。**（増額は不可）**。なお、決定以降は、一切変更できません。

3 募集期間

令和５年９月29日（金）～令和５年11月17日（金）

第１ 回締切日・・・・令和５年10月20日(金)

第２ 回締切日・・・・令和５年11月17日(金)

【注意】令和６年４月に入学される方を対象とした進学助成金の募集期間は上記の期間のみとなります。
入学後の募集は行いませんので、貸与を希望される場合は、必ず募集期間中に申請してください。
また、募集期間終了後から令和６年３月末日までに本人の生計を主として維持する者の失職、破産、会社の倒産、病気もしくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変した場合で貸与を希望される方は、令和６年３月末日までに、本人の在学する高等学校等の奨学金担当者（県外の高等学校等に在学する場合等は和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課（以下「生涯学習課」））まで相談してください。

4 貸与の申請方法

（１）申請時に必要な書類

①貸与申請書・・・（記入例　５ページ～７ページ）

②住民票（原則マイナンバー記載無）

本人及び本人と生計を一にする世帯全員のもの

※「世帯全員」という記載があり、続柄等が省略されておらず、申請日の３か月以内に発行された住民票が必要です。 **これらの要件を満たさない住民票は受付できません。**

※次の③でマイナンバーを確認できる書類を提出し、添付書類として住民票を使用する場合は、本人の生計を主として維持する者のみのマイナンバーを記載してください。

③収入・所得を証明するもの

本人の生計を主として維持する者の分※詳細は３ページを御覧ください。

④進学助成金　振込口座登録申出書

⑤振込口座通帳写し（名義・金融機関名・店名・預金種別・口座番号が確認できるページ。キャッシュカードも可）

⑥進学助成金　提出書類チェック表

（２）書類の提出先

本人が県内の高等学校等に在学している場合は、在学している高等学校等の奨学金担当者へ提出してください。
高卒認定試験（大検を含む。）該当又は卒業生、県外の高等学校等に在学されている場合は、生涯学習課へ提出してください。

5 貸与の『内定』について

県教育委員会での審査の結果、貸与が適当であると認められた場合には、貸与の『内定』を通知します。
第１回締切日までに申請された方…12月中旬以降
第２回締切日までに申請された方…　１月中旬以降
（県内の高等学校等に在学されている方は、在学している高等学校等を通じて通知します。それ以外の方は、申請者本人へ直接通知します。同時に、「内定後の手続き（仮）」（冊子）も送付する予定です。）
※『内定』しても、以下の６～８の手続きがなされない場合、貸与はできませんので、御注意ください。

貸与の『決定』から貸与の『確定』まで

（以降は、県内の高等学校等在学者も、生涯学習課まで直接書類を郵送等で提出していただきます。）

『内定』を受けられた方は、その後、貸与の『決定』・『実行』・『確定』の手続きを行っていただきます。
※内定者に配付予定の「内定後の手続き(仮)」(冊子)に『決定』と『実行』を行うために必要な書類が挟み込んであります。（確約書・請求書等）
※『確定』のために必要な書類は、各自で進学先の学校や引っ越し先の貸主等に請求し、生涯学習課に提出してください。

6 貸与の『決定』（１月下旬以降随時）

貸与の『決定』を受けるためには、下記の書類を提出していただく必要があります。提出は随時受け付けますが、期限は令和６年４月１日までです。（ただし、本人に責めがない場合は、令和６年４月30日まで受け付けます。）

【提出書類】
①大学・短大又は専修学校専門課程の合格通知書等の写し
②確約書
③専門士・高度専門士の要件を満たしている学校であることが確認できる書類
※③の提出は、新設の専修学校専門課程（の学科）に入学予定の者のみ

7 貸与の『実行』（２月中旬以降随時）

貸与の『決定』を受けられた方から、下記の書類を提出いただくと、進学助成金の貸与(登録口座への振込み)を行います。
書類は随時受け付けますが、貸与決定時、お知らせする提出期限までに提出してください。
提出が遅くなると、貸与の時期が遅れたり、貸与自体ができなくなることもありますので注意してください。

【提出書類】
①請求書
②返還誓約書/借用証書
③返還計画書
④和歌山県口座振替納付依頼書（金融機関に提出）

8 貸与の『確定』（在学証明書(原本)及び賃貸契約書の写し又は賃借証明書の提出）【重要】

貸与の『実行』を受けられた方は、在学証明書（原本）と賃貸契約書等の写し又は賃借証明書を令和６年４月30日までに生涯学習課へ提出してください。
提出期限までに提出されなかった場合は、貸与した進学助成金を速やかに一括返還していただきます。
（在学証明書及び賃貸契約書の写し又は賃借証明書は、それぞれ貸与者要件である「対象校に在学しているか」、「自宅外から通学しているか」を確認するための重要な書類となります。必ず、期限内に提出してください。）
【注意】在学証明書の写し又は学生証の提示や写しの提出では受付できません。

☆貸与申請から貸与確定まで

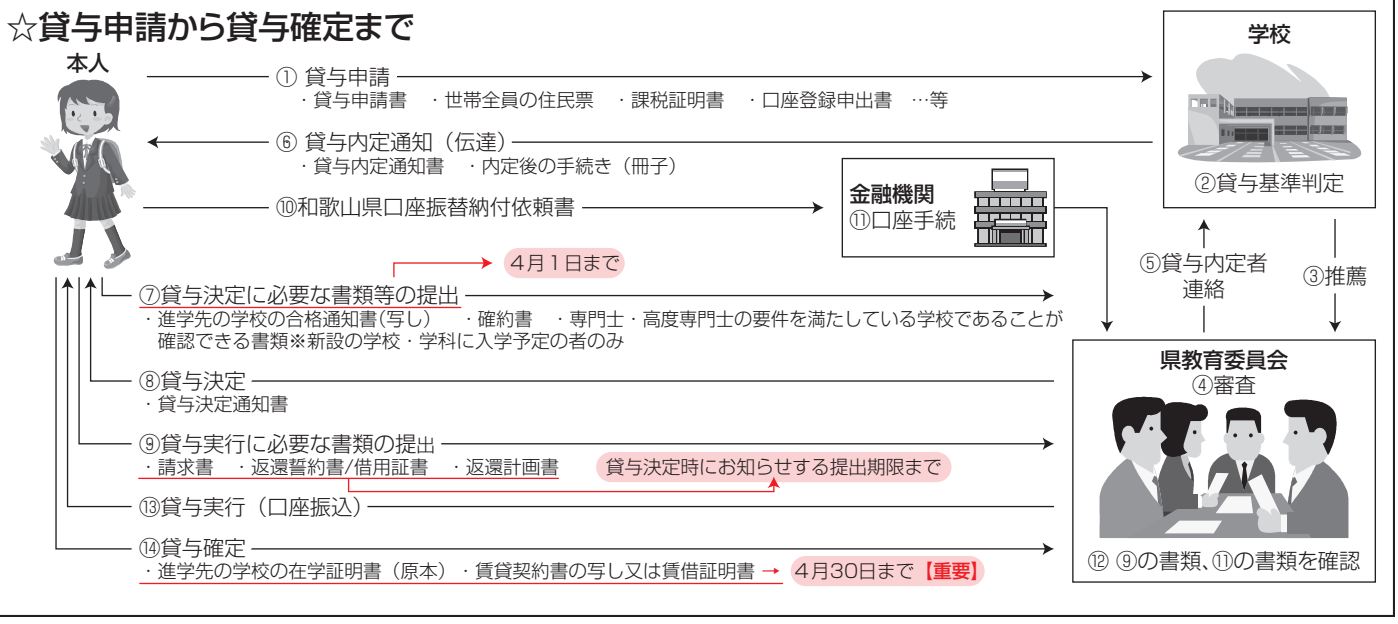

1ページの4の③「収入・所得を証明するもの」については、市町村発行の課税証明書又は住民税決定通知書等公的書類か、マイナンバーを確認できる書類のいずれかを提出してください。

＜公的書類＞

〇課税証明書（**「令和５年度分」**。写し可）

又は

〇住民税決定通知書の写し（**「令和５年度分」**）

＜マイナンバーを確認できる書類＞

上記公的書類の提出ではなくマイナンバーを確認できる書類を提出し、教育委員会がマイナンバーを使用して、本人の生計を主として維持する者の収入を確認する場合は以下の書類を提出してください。

１）同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙（４ページ記入例参照）

２）番号確認書類の写し

…マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票のいずれか

３）本人（実存）確認書類の写し

…運転免許証等（４ページ記入例にて確認してください。）

※１，２，３すべての提出が必要です。

<u>※収入がない方であっても上記書類を提出してください。その場合、確定申告済み又は住民税申告済みであることが必要です。もし、お済みでないと収入額（０円等）記載のない無効な証明書となり、再提出していただくことになります。</u>

※５ページの「市町村民税課税標準額」・「合計所得金額」・「所得控除金額」の例
（下図はあくまで一例です。市町村によって表記等は異なります。）

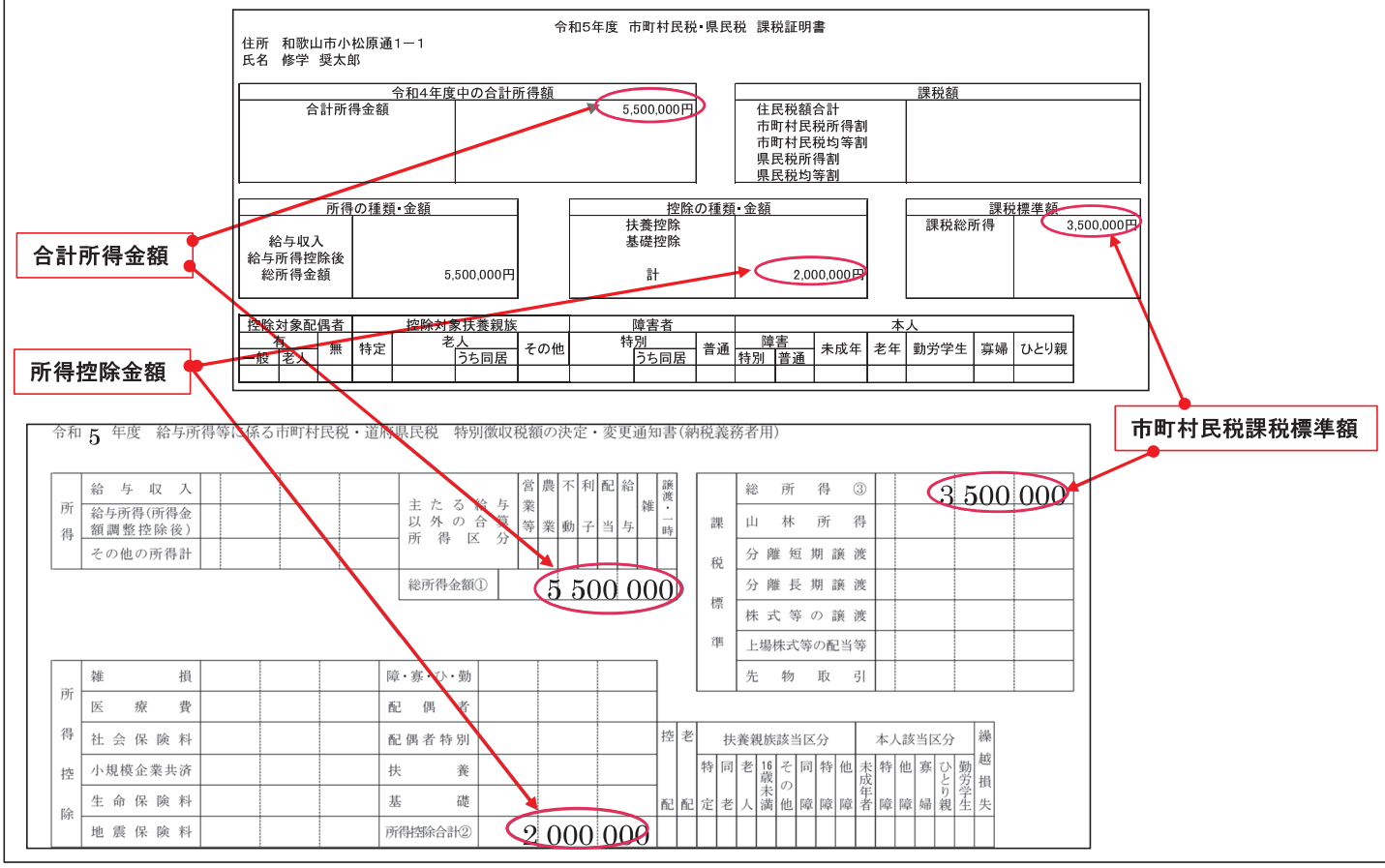

【同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙についての注意事項】

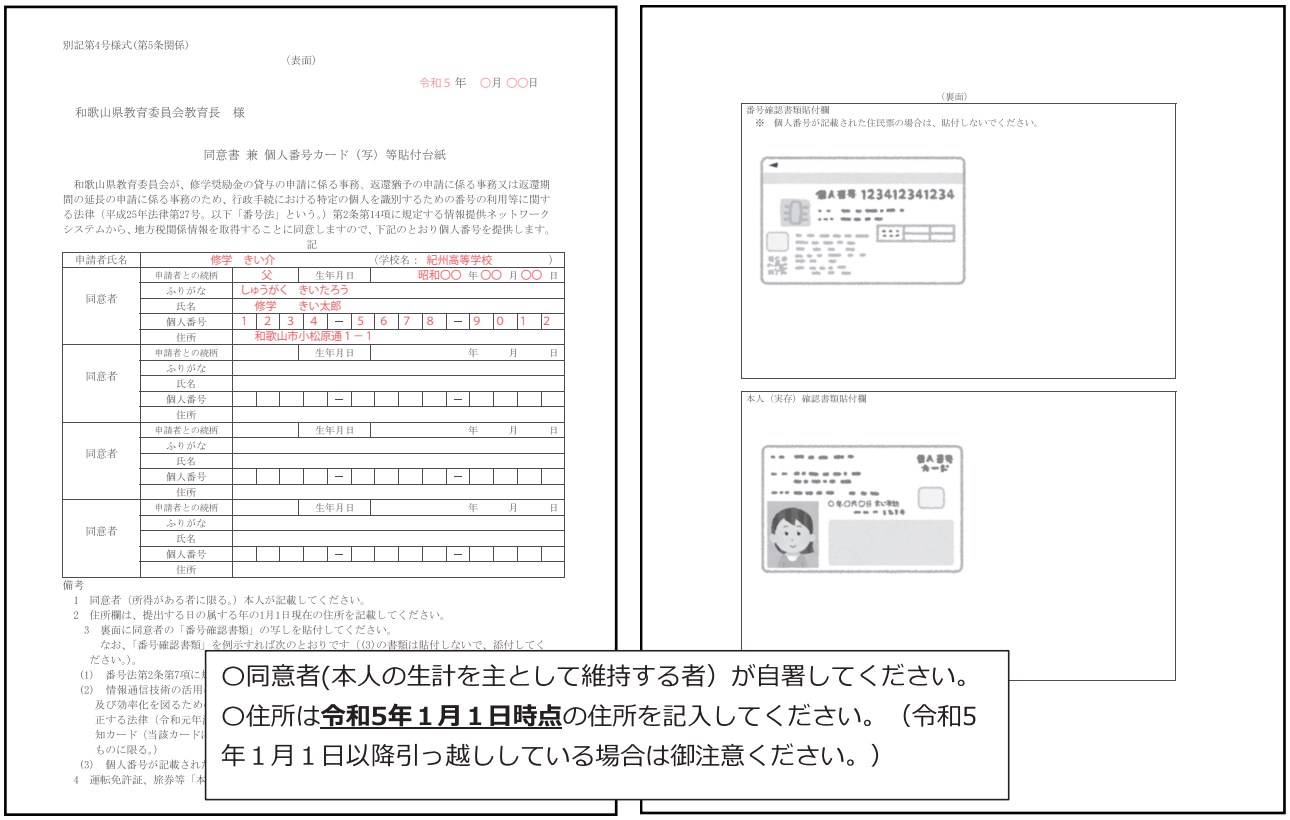

別記第4号様式（第5条関係）

（表面）

令和５年　○月 ○○日

和歌山県教育委員会教育長　様

同意書 兼 個人番号カード（写）等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の申請に係る事務、返還猶予の申請に係る事務又は返還期間の延長の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	修学　きい介　（学校名：紀州高等学校　）			
同意者	申請者との続柄	父	生年月日	昭和○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
	ふりがな	しゅうがく　きいたろう		
	氏名	修学　きい太郎		
	個人番号	1 2 3 4 － 5 6 7 8 － 9 0 1 2		
	住所	和歌山市小松原通１－１		
同意者	申請者との続柄		生年月日	年　月　日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号	－ －		
	住所			
同意者	申請者との続柄		生年月日	年　月　日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号	－ －		
	住所			
同意者	申請者との続柄		生年月日	年　月　日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号	－ －		
	住所			

備考

1　同意者（所得がある者に限る。）本人が記載してください。

2　住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。

3　裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。

なお、「番号確認書類」を例示すれば次のとおりです（(3)の書類は貼付しないで、添付してください。）。

(1)　番号法第2条第7項に

(2)　情報通信技術の活用

及び効率化を図るため

正する法律（令和元年

知カード（当該カード

ものに限る。）

(3)　個人番号が記載され

4　運転免許証、旅券等「本

（裏面）

番号確認書類貼付欄

※　個人番号が記載された住民票の場合は、貼付しないでください。

本人（実存）確認書類貼付欄

○同意者(本人の生計を主として維持する者）が自署してください。

○住所は**令和5年１月１日時点**の住所を記入してください。（令和5年１月１日以降引っ越ししている場合は御注意ください。）

裏面の各確認書類は以下のとおりとなります。

以下の例に記載されていない書類を確認書類として使用したい場合は生涯学習課へお問い合わせください。

番号確認書類 以下の書類から１点提出してください。	本人（実存）確認書類 以下の書類から１点提出してください。※３
マイナンバーカード（裏面） 住民票の写し（個人番号記載あり）※１ 通知カード※２	マイナンバーカード（表面） 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書

※１　番号確認書類として住民票の写し（個人番号記載あり）を提出する場合は同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙に貼り付けずそのまま提出してください。

※２　通知カードは記載されている内容（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等）が住民票と相違ない場合に限り使用できます。

※３　本人（実存）確認書類について、例の書類を提出できない場合、下記の書類を2点提出することで代わりとすることができます。

○公的医療保険の被保険者証　　○年金手帳

○児童扶養手当証書　　○特別児童扶養手当証書

【貸与申請書（記入例）】

◎ペン又はボールペン(消せるボールペン不可)で記入してください。
訂正の際は、二重線を引き訂正印を押してください。
（修正液、修正テープ等は使用しないでください。）

「市町村民税課税標準額」について（３ページ参照）
課税証明書等に記載がない場合は、所得金額から証明書に記載された以下の所得控除金額を差し引いた額を記入してください。(1,000 円未満切り捨てにしてください。)

（所得控除の種類）
雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

A「市町村民税調整控除額」について
課税証明書等に記載がない場合は、以下により求めた金額を記入してください。(１円単位まで計算してください。)

課税標準額が

（１）200万円以下の場合
次の①と②の少ない金額の３％
①人的控除の差（※）の合計額
②合計課税所得金額

（２）200万円超の場合
｛人的控除の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）｝×３％で得た額と、1,500円のうち大きい金額

（※）「人的控除の差」は下記の左欄の控除を受けている場合、右欄の金額になります。

人的控除名		合計所得金額(注)	人的控除の差
基礎控除		2500万円以下	5万円
障害者控除(普通)		—	1万円
障害者控除(特別)		—	10万円
同居特別障害者		—	22万円
寡婦控除		500万円以下	1万円
ひとり親控除(父)		500万円以下	1万円
ひとり親控除(母)		500万円以下	5万円
勤労学生控除		—	1万円
配偶者控除(一般)		900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
		950万円超1000万円以下	2万円
配偶者控除(老人)		900万円以下	10万円
		900万円超950万円以下	6万円
		950万円超1000万円以下	3万円
配偶者特別控除	配偶者合計所得金額 48万円超 50万円未満	900万円以下	5万円
		900万円超950万円以下	4万円
		950万円超1000万円以下	2万円
	配偶者合計所得金額 50万円以上55万円未満	900万円以下	3万円
		900万円超950万円以下	2万円
		950万円超1000万円以下	1万円
扶養控除	一般	—	5万円
	特定	—	18万円
	老人	—	10万円
	同居老親等	—	13万円

（注）「合計所得金額」は、上記課税標準額を求めるにあたって所得控除をする前の所得金額の合計です。詳しくは、3ページの例を御覧ください。

別記第６号様式(第５条の２関係)

進学助成金

貸　与　申　請　書

令和５　年　○月　○日

和歌山県教育委員会教育長　様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第５条の２第１項の規定により申請します。

申請者氏名　修　学　奨　子　（修学）　印
（申請者本人が、自署・押印してください。）

奨学生番号　　※　太線枠内のみ御記入ください。

学校名　私　立　○○○○　大学（法）　学部（法律）　学科　短期大学　分野　課程　専修学校　課程　学科
（令和６年4月　○年制第1学年入学予定（志望））

貸与希望額　いずれか一つに○をしてください。
10 万円　20 万円　30 万円
40万円　50万円

在学校又は出身校名　県　立　△△　高等学校

フリガナ	シュウガク　ショウコ	（〒　６４０　－　８５８５　）
申請者氏名（自署）	修　学　奨　子	住所　和歌山市小松原通一丁目１番地
生年月日	平成１７年８月２７日生	TEL　０７３　－　４４１　－　３７２８
フリガナ	シュウガクショウタロウ	（〒　640　－　8585　）
連帯保証人氏名（保護者等）（自署・押印）	修　学　奨　太　郎　（印　修学）	住所　和歌山市小松原通一丁目１番地
生年月日	昭和 52 年 1月　22日生（続柄　父）	TEL 073 － 441 － 3728　携帯電話 090－××××－××××

同生計の家族	続柄	氏名	年齢	職業・学校名・学年等	市町村民税課税標準額
	○父	修　学　奨　太　郎	４６	会社員	３，５００，０００円
	母	修　学　直　子	４５	パート	６００，０００円
	兄	修　学　奨　司	２５	無職	０円
	弟	修　学　弘	１４	紀州中学校　２学年	円
	妹	修　学　恵	２		円

↑主たる生計維持者1人に○をしてください。

	主たる生計維持者の上記課税標準額×６％	① 210,000 円
控除額	A．市町村民税調整控除額	1,500 円
	B．母子・父子世帯の場合	円
	C．世帯において扶養されている子供が２人を超える場合	80,000 円
	D．世帯における在学者等が２人を超える場合	30,000 円
	②　控除額合計（A＋B＋C＋D）	111,500 円
③　算定額(①－②)		98,500 円

●「年齢」は申請日現在で記入してください。

●マイナンバーを確認できる書類を提出する場合は記入不要です。

●申請者本人（進学予定の方）が自署・押印してください。

●貸与希望額に○をしてください。貸与の『内定』後、増額の変更はできませんので、十分検討し金額を選択してください。

●連帯保証人を、
〔申請者が成年者の場合…3親等内の親族
申請者が未成年者の場合…親権者（父母）又は後見人〕
から選んで、氏名・住所等を必ず自署・押印してもらってください（「同上」という記入は不可）。
※後見人は、裁判所で認められている方である必要があり、その場合、そのことがわかる証明書を提出してください。

B「母子・父子世帯の場合」について
該当する場合について、一律4万円となります。

C「世帯において扶養されている子供が2人を超える場合」について
市町村民税の扶養控除対象となっている子供（年齢は問いません。）が２人を超える世帯の場合
…４×（子供の人数－２）万円

※主たる生計維持者の扶養でなくても構いません。
したがって、記入例で主たる生計維持者である父が子供３人を扶養し、母が子供１人を扶養する場合
４×（４－２）＝8万円

①100 円未満切り捨てにしてください。

D「世帯における在学者等が２人を超える場合」について
…３×（在学者等の人数－２）万円

※「在学者等」は、小学校就学前の人と、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する人です。
したがって、記入例の兄は在学者等に該当せず、
３×（３－２）＝3万円

③「算定額」について
この金額が189,400円以下であれば、貸与基準を満たすことになります。

【貸与申請書（記入例）】裏面

◎ペン又はボールペン(消せるボールペン不可)で記入してください。
訂正の際は、二重線を引き訂正印を押してください。
（修正液、修正テープ等は使用しないでください。）

●「進学助成金を必要とする理由」は必ず申請者本人が記入してください。

（裏面）

◎進学助成金を必要とする理由
進学助成金の貸与を希望するに至った家庭事情等を記入してください。

父は給料が多くなく、母も家計を助けるため働いていますが、生活に余裕がありません。
私の進学により、さらに生活が苦しくなりますので、アパート代の支払いに充てるために進学助成金の貸与を希望します。

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

（親権者（両親のいずれかがいないときには１人）本人が自署・押印してください。）

親権者氏名 修 学 奨 太 郎 印 修学 続柄 父

親権者氏名 修 学 直 子 印 直子 続柄 母

（親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。）

後見人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印 続柄＿＿＿

学校の受付印

●親権者（又は後見人）氏名と続柄を、必ず自署・押印してもらってください。
※未成年者の場合のみ記入が必要です。また、申請者本人と同一印は使用せず、親権者それぞれも別々の印を使用してください。

貸与の取消し

偽りその他の不正な手段により、進学助成金の貸与を受けていることが判明したときは、その貸与を取り消し、直ちに貸与した進学助成金を一括返還していただきます。
また、令和６年４月30日までに進学先の在学証明書（原本）及び賃貸契約書の写し又は賃借証明書が提出されなかった場合も、直ちに貸与した進学助成金を一括返還していただきます。

返還について

大学・短大・専修学校（専門課程）等に在学しなくなったときには、その月の翌月から６ヶ月が経過した後、５年以内に貸与を受けた進学助成金を返還していただきます。
なお、返還を怠ったときは、年10.95%の延滞金が加算されます。

1 返還方法

（１）月賦返還・・・・・・・・・・・・・・・・返還金を返還回数に応じて、毎月引き落とします。
（２）月賦・半年賦併用返還・・・・・・・・・返還金を月賦分と半年賦分に分割して、月賦分は返還回数に応じて毎月、半年賦は６ヶ月毎に引き落とします。
※返還は、貸与金を振り込むために登録された口座から毎月振り替えます。

2 繰上返還

全額又は一部の繰上返還をすることができます。

3 返還猶予

貸与を受けた者が大学院等に在学している場合や、病気その他の事由により返還が困難な場合は、届け出ることによって返還が猶予されます。詳細は、返還開始年月の前月頃にお知らせします。

4 返還免除

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、届け出ることによって返還が免除されることがあります。
（１）死亡したとき
（２）精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学助成金を返還できなくなったと認められるとき

進学助成金 振込口座登録申出書（記入例）

進学助成金 振込口座登録申出書

登録申出者
住　所　和歌山市小松原通1−1
氏　名　修学 奨子

A ゆうちょ銀行以外の口座の方	金融機関名	○○ 銀行	店名 ○○ 支店
	普通預金、当座預金の口座番号⇒右づめ	1 2 3 4 5 6	預金種目 (1.) 普通　2. 当座（いずれかに○をしてください。）
	口座名義人（カナ）	シュウカ゛ク ショウコ	
B ゆうちょ銀行の口座の方	① 通常貯金の通帳記号	1 2 3 4 5	※通帳記号が0から始まる口座は登録できません。通常貯蓄預金の口座も登録できません。
	② 通常貯金の通帳番号 ⇒右づめ	1 2 3 4 5 6 7	
	口座名義人（カナ）	シュウカ゛ク ショウコ	

※口座はA又はBのいずれかを記入してください。
申請者本人の口座に限ります。

口座はA又はBのいずれかを記入してください。
申請者本人の口座に限ります。
姓と名の間は一字分空けて記入してください。

下記の和歌山県の歳入取扱金融機関から選び、支店まで記入してください。

紀陽銀行
和歌山県信用農業協同組合連合会（JA）
新宮信用金庫　きのくに信用金庫
南都銀行　みずほ銀行
池田泉州銀行　三井住友銀行
百五銀行　三菱UFJ銀行
三十三銀行　りそな銀行
関西みらい銀行　ゆうちょ銀行
ミレ信用組合
和歌山県医師信用組合
近畿産業信用組合
近畿労働金庫
なぎさ信用漁業協同組合連合会

問い合わせ

御不明な点は、各高等学校等の進学助成金担当者又は和歌山県教育庁生涯学習局
生涯学習課奨学班までお問い合わせください。

学　校　名	TEL
○県立【全日制】	
橋本高等学校	0736-32-0049
紀北工業高等学校	0736-32-1240
紀北農芸高等学校	0736-22-1500
笠田高等学校	0736-22-1029
粉河高等学校	0736-73-3411
那賀高等学校	0736-62-2117
貴志川高等学校	0736-64-2500
和歌山北高等学校（西校舎）	073-453-1281
和歌山北高等学校（北校舎）	073-455-3528
和歌山高等学校	073-477-3933
向陽高等学校	073-471-0621
桐蔭高等学校	073-436-1366
和歌山東高等学校	073-472-5620
星林高等学校	073-444-4181
和歌山工業高等学校	073-444-0158
和歌山商業高等学校	073-424-2446
海南高等学校	073-482-3363
海南高等学校（大成校舎）	073-489-2069
海南高等学校（美里分校）	073-499-0034
箕島高等学校	0737-83-2155
有田中央高等学校	0737-52-4340
有田中央高等学校（清水分校）	0737-25-0055
耐久高等学校	0737-62-4148
日高高等学校	0738-22-3151
日高高等学校（中津分校）	0738-54-0226
紀央館高等学校	0738-22-4011
南部高等学校	0739-72-2056
南部高等学校（龍神分校）	0739-78-0155
田辺高等学校	0739-22-1880
田辺工業高等学校	0739-22-3983
神島高等学校	0739-22-2550
熊野高等学校	0739-47-1004
串本古座高等学校	0735-62-0004
新宮高等学校	0735-22-8101
新翔高等学校	0735-31-7087
○県立【定時制】	
伊都中央高等学校	0736-42-2056
きのくに青雲高等学校	073-422-5660
和歌山工業高等学校	073-444-2472
海南高等学校	073-482-1188
耐久高等学校	0737-65-0050
日高高等学校	0738-24-0717
南紀高等学校	0739-22-3776
新宮高等学校	0735-22-8106

学　校　名	TEL
○県立【通信制】	
伊都中央高等学校	0736-42-2056
きのくに青雲高等学校	073-422-8402
南紀高等学校	0739-22-3776
○県立【特別支援学校】	
きのかわ支援学校	0736-42-0415
和歌山盲学校	073-461-0322
和歌山ろう学校	073-424-3276
紀北支援学校	073-479-1356
紀伊コスモス支援学校	073-461-6500
和歌山さくら支援学校	073-453-0303
たちばな支援学校	0737-62-3599
みはま支援学校	0738-23-2379
南紀はまゆう支援学校	0739-47-2118
みくまの支援学校	0735-31-6101
○市立・国立	
和歌山市立和歌山高等学校	073-461-3690
和歌山市立和歌山高等学校定時制	073-461-3691
海南市立海南下津高等学校	073-492-2136
和歌山大学教育学部附属特別支援学校	073-444-1080
○私立	
和歌山信愛高等学校	073-424-1141
智辯学園和歌山高等学校	073-479-2811
近畿大学附属和歌山高等学校	073-452-1161
開智高等学校	073-461-8080
初芝橋本高等学校	0736-37-5600
高野山高等学校	0736-56-2204
近畿大学附属新宮高等学校	0735-22-2005
慶風高等学校	073-498-0100
りら創造芸術高等学校	073-497-9111
和歌山南陵高等学校	0738-53-0316
○高等専門学校	
和歌山工業高等専門学校	0738-29-2301
○専修学校（高等課程）	
きのくに国際高等専修学校	0736-33-3370
○県外	
奈良県立十津川高等学校	0746-64-0241
智辯学園高等学校	0747-22-3191
近畿大学工業高等専門学校	0595-41-0111

和歌山県教育庁生涯学習局
生涯学習課

〒640－8585　和歌山市小松原通１－１
TEL（073）441－3663
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153388.html
（ホームページから各種様式データをダウンロードできます。）

和歌山県修学奨励　検　索